

基安化発 0330 第 1 号
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

オルト-トルイジンの経皮ばく露の防止対策の徹底について

福井県の事業場でオルト-トルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した事案については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」という。)と連携して原因の究明のための調査を行い、今般、これまでの調査状況等を暫定的に取りまとめたところである。(別添参照。別添を以下「調査結果」という。)

調査結果によると、当該事業場においては、オルト-トルイジンを取り扱う工程の設備が自動化・密閉化されておらず労働者の手により行う作業が数多く存在していたこと、また、これらの作業におけるオルト-トルイジンの経皮ばく露防止対策が不十分な実態が判明しており、経皮吸収によるオルト-トルイジンの生体への取り込みがあったことが推察されたところである。また、過去には、経皮のほか経気道ばく露等があった可能性が考えられる。

したがって、オルト-トルイジンの取扱作業においては経気道及び経皮の両面からのばく露防止が重要であり、今般、調査結果において保護具の使用等が適切に行われていなかったことによる経皮ばく露の可能性が指摘されたことから、改めて、経皮ばく露の防止のための適切な保護具の使用等について注意喚起を行う必要がある。

については、平成 27 年 12 月 21 日付け基安労発 1221 第 1 号、基安化発 1221 第 1 号「芳香族アミンの取扱事業場に対する個別指導について」により把握したオルト-トルイジンの取扱事業場(現在オルト-トルイジンを取り扱っている事業場に限る。)に対して、オルト-トルイジンの経皮ばく露の防止対策の徹底について、別紙を活用して、事業場の状況を踏まえた必要な指導を行われたい。

なお、その他の芳香族アミンについても安衛研において引き続き調査を継続しており、今後の調査状況を踏まえ、指導対象の追加等があり得るので、申し添える。

平成 年 月 日

(事業者)あて

労働基準監督署

オルト-トルイジンの経皮ばく露の防止対策の徹底について

先般、国内の化学工業事業場においてオルト-トルイジンの取扱作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した事案については、厚生労働省が行った原因の究明のための調査により、当該事業場におけるオルト-トルイジンの経皮ばく露防止対策が不十分な実態が判明し、経皮吸収によるオルト-トルイジンの生体への取り込みがあったことが考えられています。

貴事業場においても、オルト-トルイジンの取扱作業における経皮ばく露の防止について、下記の対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 適切な保護具の使用

保護めがね、有機ガス用防毒マスク¹、不浸透性の保護衣²、保護手袋³及び保護長靴を使用させること。

1：オルト-トルイジンのミストやオルト-トルイジンが付着した粉末が飛散する場合には、全面形マスクかつ防じん機能付き有機ガス用吸収缶の使用が適当。

2：不浸透性の保護衣として JIST8115 の化学防護服があること。オルト-トルイジンに対する耐透過性能のあるものが適当。

3：不浸透性の保護手袋として JIST8116 の化学防護手袋があること。素材がブチルゴム、フッ素ゴム又はエチレン-ビニルアルコール共重合体製のものが推奨される。

2 保護具の管理

保護具の保管状況⁴や労働者の保護具の使用状況について定期的に確認を行うこと。特に保護手袋は使用環境（濃度、使用頻度等）に応じた劣化状況の点検等の保守管理が必要であること。

4：保護具は所定の場所に保管し、オルト-トルイジンが付着し汚染された状態で保管しないこと。汚染された保護具は休憩場所等に持ち込まないこと。

3 労働者教育の実施

オルト-トルイジンを取り扱う労働者に対し、安全データシート（SDS）等を活用して、当該取扱作業である旨、人体に及ぼす作用、皮膚吸収に留意した取扱い上の注意事項、使用するべき保護具等についての教育を行うこと。